

月日	民生局の活動	月日	震災関連
1/17	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の受入れ・配布開始 ・救援物資の問い合わせ窓口設置 ・県下市町へ食料供給先の照会 ・食糧庁 県農林水産部を通じ避難所への食料提供の申し出 ・公共団体・企業・各国等からの食料品供与の申し出 ・遺体安置所の設置 ・避難所の巡回調査開始 ・要援護者の安否確認開始 ・福祉施設の被害状況確認開始 ・神戸リハビリテーション病院で西市民病院患者の受入れ ・兵庫在宅福祉センター「ゆめの緊急センター」を開設(～2/3) 	1/17	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県南部地震発生(午前5時46分) ・神戸市災害対策本部設置 ・避難所の開設
1/18	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金の郵送による受付開始 ・自衛隊ヘリコプターによる食糧の輸送開始 ・しあわせ訪問看護ステーションによる訪問看護実施(兵庫区・西区) ・しあわせの村研修館を他都市消防職員の宿泊場所として提供(～1/25) ・しあわせの村を自衛隊の宿営地として提供(～4/27) ・神戸リハビリテーション病院でしあわせの村内の避難者に対し投薬及び救急外来を実施(～5/31) 	1/18	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部あてゆうパックの無料化開始(2ヵ月間) ・救護ボランティア受付開始 ・東灘区LPGタンクのガス漏れで避難勧告 ・国道2号線・43号線など道路交通法に基づく交通規制開始 ・避難所就寝者数ピーク(222,127人)
1/19	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーカレッジで救援物資の受入れ開始 		
1/20	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市あて見舞金の振込口座開設 ・高齢者・障害者緊急ショートステイ受入れ(厚生省通知) ・ラジウム温泉太山寺浴場無料開放開始(～3/31) ・国民健康保険証を提出できない場合の保険料診療払いの特別措置・一部負担金等の支払い猶予(～2/28) 		
1/21	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所で生活保護世帯に対する緊急援護資金貸付を開始 ・市民福祉交流センターでゆうパックによる救援物資受入れ開始 ・社会福祉協議会によるボランティアの受入れ ・「ストマ用器具について」避難所での掲示依頼 ・児童相談所ケースワーカーによる避難所訪問相談開始(～2/28) ・児童相談所「子ども心の相談」巡回相談開始(～3/31) ・保養センター太山寺を関電応援職員の宿泊場所として提供(2/1から他都市応援職員に提供)(～5/30) 		
1/22	<ul style="list-style-type: none"> ・市内老人ホームにおける救援物資の配送拠点の開設 ・障害者支援センター設置(兵庫県社会福祉協議会内) 		
1/23	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設のデイサービス順次再開(6/30すべて再開) ・指定都市に障害者用補装具・日常生活用具の送付依頼(補装具・日常生活用具の受入及び福祉事務所への配送[1/25頃～]) ・他都市社会福祉施設応援職員の福祉施設への受入れ 	1/23	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省現地对策本部設置(国立神戸病院内) ・神戸市会災害対策委員会設置 ・一部の学校園・保育所再開 ・関西電力 応急送電完了 ・JR、阪急電鉄、阪神電鉄 代替バス運行開始
1/25	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸リハビリテーション病院デイサービス再開 ・国民年金保険料の震災に伴う免除を受付開始 ・国民年金・厚生年金受給者の現況届け(1～3月生まれの者)の提出期限を延長(～4/30) 	1/24	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者数ピーク(236,899人)
1/26	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模作業所順次再開(6/30すべて再開) ・しあわせの村本館を看護ボランティアの宿泊場所として提供(～3/31) 	1/25	<ul style="list-style-type: none"> ・政府 兵庫県南部地震を激甚災害法に基づく激甚災害に指定 ・「こうべ地震災害対策広報」第1号発行
1/27	<ul style="list-style-type: none"> ・一時使用住宅入居者第1次募集開始(～2/2) ・生活福祉資金特別貸付の受付開始(～2/9) ・他府県・指定都市社協からの応援職員の受入れ開始(社会福祉協議会) ・しあわせの村の温泉を被災者等に無料開放(～3/31) ・しあわせの村の特別浴室を障害者等に無料開放(～3/31) 	1/26	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市震災復興本部設置
1/28	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所緊急仮入所の実施(～3/31) 		
1/29	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所「子ども心の相談」電話相談開始(～3/31) ・しあわせの村本館・たんぼの家・野外活動センターを他都市応援職員の宿泊場所として提供(～5/31) 	1/29	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋等の解体撤去の申し出受付開始 ・あじさいネットによる災害関連情報のファックスサービスを開始

月日	民生局の活動	月日	震災関連
1/30	・障害者緊急ケアセンターの開設（～6/15） ・通所施設順次再開（2/23すべて再開） ・国際展示場をゆうパックの集積場所として指定		
1/31	・緊急ショートステイに伴う他都市施設職員派遣受入れ ・市民福祉人材センターで在宅支援ボランティアを募集	1/31	・震災復興市街地 住宅緊急整備基本方針発表（三宮など6地区で建築制限区域指定） ・天皇皇后両陛下 神戸市をお見舞い
2/1	・主食の避難所直送体制の開始 ・保養センターひよどりでの入浴サービス（高齢者・障害者と家族対象）（～4/5） ・保養センター太山寺を他都市応援職員の宿泊場所として提供（～5/31）		
上旬	・福祉事務所通常業務再開 ・ボランティアによる障害者の安否確認開始		
2/3	・都賀川公園でゆうパックによる救援物資配布		
2/4	・児童相談所入院被災児童調査開始（～2/7） ・市内13ヶ所の児童館でゆうパックによる救援物資配布開始（～2/10）		
2/5	・保養センターひよどりを緊急一時受入施設として開設（～5/31）		
2/6	・り災証明書の発行開始 ・義援金（第1次配分）の交付開始（～4/21） ・区窓口への手話通訳の配置（5区） ・東遊園地でゆうパックによる救援物資配布		
2/7	・御崎公園でゆうパックによる救援物資配布		
2/8	・若松公園でゆうパックによる救援物資配布		
2/9	・県立健康センター広場でゆうパックによる救援物資配布		
2/10	・須磨区民センター前グラウンドでゆうパックによる救援物資配布 ・児童相談所「子どもこころの相談」相談箱設置（～4/17） ・厚生省派遣チームによる要保護児童発見のための巡回オリエンテーション開始（～3/30）		
2/11	・同和地区内実地調査（～2/12）		
2/13	・要保護者実態調査（～3/10） ・「国民宿舎須磨荘」を緊急一時受入施設として開設（～8/20）		
2/14	・大阪府下等一時使用住宅入居者募集開始（～2/17） ・都賀川公園でゆうパックによる救援物資配布（～2/17） ・移動児童館開始（～3/31）	2/14	・市長と市民の懇談会（以後ふれあいトーク等11回開催）
2/15	・仮設住宅入居開始 ・障害者スポーツ団体・サークル等の安否確認開始	2/15	・神戸市中小企業融資制度における震災復旧対策実施
2/16	・カット野菜の週1回の供給開始 ・御崎公園でゆうパックによる救援物資配布	2/16	・阪神・淡路復興委員会（内閣総理大臣の諮問機関） ・神戸市震災復興緊急整備条例施行 ・市営地下鉄全線開通（新長田・上沢・三宮通過）
2/18	・若松公園でゆうパックによる救援物資配布 ・19カ所の児童館でゆうパックによる救援物資の常時配布実施		
2/20	・児童館（八幡・原田・篠原・上野）での乳幼児保育を実施（～8/20） ・特別養護老人ホーム等で入浴サービスの実施（～2/28）（垂水福祉事務所）	2/20	・災害復旧住宅特別融資（個人向け）の受付開始（～7/31）
2/22	・児童相談所「子ども心の相談」駐在相談開始（～3/15）		
2/24	・国民健康保険の一部負担金の支払い猶予延長（～3/31）	2/24	・被災者に対する市税の減免などを決定
2/25	・同和対策協議会小委員会	2/25	・市立全学校園で授業再開
2/28	・一時使用住宅入居者第2次募集開始（～3/7）	2/28	・政府 阪神・淡路復興対策本部を設置 ・市街地5地区の都市計画案と三宮地区の地区計画案の縦覧開始（～3/13）
3/1	・延長保育等の特別保育を平常化 ・臨時保育室の設置		
上旬	・ショートステイ利用者の意向調査		
3/3	・特別養護老人ホーム等緊急入所者意向調査（中央福祉事務所）		
3/4	・同和対策協議会の地区復興に係る専門委員会	3/5	・阪神・淡路大震災犠牲者神戸市合同慰霊祭
3/6	・避難者へ保育所再開の協力依頼		
3/7	・「シルバー法律相談」を「高齢者震災法律相談」と名称を変更し再開（市民福祉振興協会） ・しあわせの村本館を緊急一時受入施設として開設（～6/15）		

月 日	民生局の活動	月 日	震災関連
3/8	・保育料の減免を通知		
3/10	・避難所に避難している方に関する実態調査実施 ・有馬保養所を緊急一時受入施設として開設 ・主食の単価を1日 850円から 1,200円に変更		
3/11	・同和地区復興検討委員会設置 ・第1回同和地区復興検討委員会	3/11	・兵庫区ボランティアセンター開設（順次各区開設）
3/13	・神戸市災害見舞金（住家損害見舞金）の交付受付開始（～5/12） ・第1回市民福祉調査委員会		
3/15	・こべっこランド「あおぞらわくわく広場」実施 ・有馬保養所を他都市応援職員の宿泊場所として提供 ・障害者緊急ケアセンター入所者意向調査	3/14	・神戸市都市計画審議会「市の都市計画案」承認
中旬	・国民健康保険・老人保険の一部負担金等の免除措置 ・国民健康保険料減免の受付開始		
3/20	・災害弔慰金の電話相談窓口開設（～4/10）		
3/21	・第1回災害復旧国庫補助協議現地調査（～3/24） ・同和地区復興に係る専門委員会		
3/23	・第1回市民福祉調査委員会調査部会		
3/24	・神戸市災害援護資金貸付（第1次）の受付開始（～4/30） ・第2回同和地区復興検討委員会	3/27	・神戸市復興計画ガイドライン策定
3/25	・「既設改良住宅の解体・撤去に伴う居住先確保に関する緊急提言」発表	3/31	・上水道復旧（臨海部の一部を除く）
4/1	・障害者施設の定員枠を越えた緊急入所措置の実施	4/1	・財団法人阪神・淡路大震災復興基金設立（県・市） ・JR神戸線全線開通
4/3	・高齢者・障害者向地域型仮設住宅入居者募集開始（～4/11）		
4/7	・一時使用住宅入居者第3次募集開始（～4/11） ・一時使用住宅入居者常時募集開始		
4/8	・第3回同和地区復興検討委員会	4/8	・山陽新幹線全線開通
4/9	・避難所に保冷コンテナ等の設置開始		
上旬	・ガイドヘルパーの緊急募集（140名を新規登録）	4/11	・都市ガス復旧宣言
4/13	・第2回市民福祉調査委員会調査部会		
4/14	・希望する避難所に豚汁セット（食材）の供給開始		
4/17	・児童相談所「児童こころの相談 110番」開設 ・同和地区復興に係る専門委員会 ・地域型仮設住宅生活支援員派遣事業会議	4/17	・上水道 完全復旧
4/19	・西区仮設住宅巡回行政相談開始		
4/23	・第2回市民福祉調査委員会		
4/27	・同和地区復興に係る専門委員会		
5/1	・第4回同和地区復興検討委員会 ・「同和地区における震災後の住宅の緊急確保等に関する提言」発表		
5/3	・こべっこランド「みんなであそぼう！ともだち広場」開催（以後毎月1回開催）		
5/9	・避難所避難者個別面談調査（～5/13）		
5/10	・一時使用住宅入居者第4次募集開始（～5/14）		
5/17	・高齢者・障害者向地域型仮設住宅入居者募集開始（～5/23） ・生活福祉資金災害援護資金貸付（第1次）の受付開始（～7/31）		
5/22	・「市民福祉復興プラン策定にかかる基本的事項について」（意見具申）市民福祉調査委員会 ・仮設作業所①（いかり共同作業所・シロム）完成 ・西区仮設住宅入居者実態調査		
5/23	・義援金（第2次配分）の交付開始（～6/9） ・神戸市災害見舞金（重傷者見舞金）の交付受付開始（～6/9）		
5/24	・仮設住宅入居者実態調査及びガイドブックの配布（垂水福祉事務所）		
6/1	・仮設保育所の開始（生田・たちばな保育所、湊川保育園、神視・天隣乳児保育園）		
6/5	・第2回災害復旧国庫補助協議現地調査（～6/9）		
6/6	・同和対策協議会小委員会	6/9	・西区の避難所解消 ・垂水年金会館4階を集約避難所として提供
6/10	・保養センターひよどり営業再開	6/11	・神戸市会・兵庫県会議員選挙

月日	民生局の活動	月日	震災関連
6/15	・しあわせの村の避難所解消	6/12	・阪急電鉄全線開通
6/20	・災害障害見舞金の交付受付開始	6/16 6/18	・北区の避難所解消 ・山陽電鉄全線開通
6/28	・仮設作業所②（みくら作業所・みくら花作業所）完成	6/22	・「復興住宅メッセ」オープン
6/30	・仮設作業所③（ワークホーム須磨）完成 ・仮設作業所⑤（魚崎南作業所）完成	6/26	・市バス全73路線運行再開 ・阪神電鉄全線開通
7/1	・避難所避難者面談指導（～7/6）	6/30	・神戸市復興計画策定
7/3	・一時使用住宅入居者第5次募集開始（～7/6） ・被災保育園児助成金開始 ・仮設作業所④（ハナの家・さつき共同作業所）完成	7/7	・神戸市災害復興住宅入居者募集開始（～7/24） ・神戸市震災復興住宅整備3ヵ年計画策定
7/19 7/30	・「市民福祉復興プラン」（平成7～9年度）策定 ・仮設藤原台第1住宅ふれあいセンター開設 （以後順次開設）	7/31	・ポートライナー全線開通
7/31	・第2回障害者施設災害復旧現地調査（～8/4）		
下旬	・第3回災害復旧国庫補助協議現地調査（～8/4） ・登録ヘルパーによる仮設住宅訪問支援活動を開始 （市民福祉振興協会）		
8/18	・障害者スポーツ団体連絡会		
8/20	・避難所解消		
8/21	・配食停止 ・待機所開設 ・義援金（第3次配分）の交付開始（～3/31） ・主任児童委員研修実施 ・明芳デイ仮設デイサービス施設復帰再開式	8/25	・六甲ライナー全線開通
8/25	・民生委員・児童委員研修実施（～10/27）		
8/27	・ポートアイランド仮設住宅健康調査（～8/28） （中央福祉事務所）		
8/31	・新任民生委員・児童委員研修実施		
9/1	・手話通訳の9区1支所毎週月曜配置（手話奉仕員派遣制度の拡充）	9/7 9/21 9/25	・全市防災訓練 ・特定優良賃貸住宅入居者募集開始（～9/30） ・神戸市行財政調査委員会報告
9/28	・老人クラブ「阪神・淡路大震災犠牲者を偲ぶ集い」 ・地区総務研修実施		
10/2	・神戸市災害援護資金貸付（第2次）の受付開始 （～10/31） ・生活福祉資金災害援護資金貸付（第2次）の受付開始 （～10/31）	10/3	・第4次神戸市基本計画策定
10/23	・第4回災害復旧国庫補助協議現地調査（～10/27）	10/30 10/31	・阪神・淡路復興委員会が最終報告 ・災害復興賃貸住宅入居者募集開始（～11/15）
11/27	・高齢者・障害者向け地域型仮設住宅への配食サービス開始	11/30	・鷹取第1地区 震災復興土地区画整理事業の事業計画決定 （市内第1号）
12/1	・義援金（被災児童特別教育資金）の交付開始	12/17	・アジア防災政策会議

項 目	有益だった点	問 題 点
<p>地域防災計画 救助業務の分 担の見直しが 必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉事務所の裁量に任された 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常業務と災害救助業務の分担がスムーズにできなかった。 ・災害時の業務分担を始め、指揮・命令系統、非常時の組織のあり方の見直しが必要。 ・災害時の事務所確保が必要。
<p>情報 情報収集専任 要員が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各係ごとに作成したファイルが有効だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初通信機器が不通になり緊急の連絡ができなかった。 ・情報連絡網の再点検と2次的・3次的情報連絡手段の確立が必要。 ・オンラインのストップ等コンピュータ処理の弱点対策を強化する必要がある。 ・本部で広範・詳細な情報を十分に収集できなかった。 ・秘密保持の問題があり、情報の共有化が遅れた。
<p>避難所 (1)設置 どこが避難所?!</p> <p>(2)管理・運営 臨機応変な マニュアル作り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営マニュアルもない中、区と民生局と連絡をとりながら手さぐりの状態で管理運営を進めた。 ・運営にあたって、教職員・施設職員の全面的な協力を得た。 ・2月10日から要援護者の実態把握を行い、緊急入所等を行った。 ・ポータブル・車椅子等必要な用具を提供し生活状況の改善を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の避難所が多く、明確な基準がないため、避難所と認定するまでに時間がかかる場合もあった。 ・避難所の管理責任者を区だけで派遣することは人数・体制から無理があり当初は教職員や施設職員に負うところが多かった。 ・設備内容について明確な基準がない上、災害救助法上の補助に制約がある中、臨機応変な対応が求められた。 ・障害者対応ができていない施設が多い上、多数の市民が避難したため、配慮も不十分であった。避難所へ行くことが困難な障害者もいた。 ・要援護者が気兼ねなく避難できる特定の間を設定する必要がある。

項 目	有益だった点	問 題 点
(3)実態把握 同じ所には何 度も行くが	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生の声を聞いて、日常業務に貴重な示唆を与えられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 統一的な調査は3月10日まで実施できなかった。 統一的調査以前に、大学・団体等多数の調査が重複し、市民の苦情・不満が多かった。
救援物資 餅は餅屋	<ul style="list-style-type: none"> 運送専門業者を活用してから、物資がスムーズに流れるようになった。 児童館を救援物資の配付拠点とする際、地域住民の全面協力があつた地域との結びつきが強まった。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が配送に携わつたため、本来業務が遅滞した。 具体的な配送システムがなかった。 電話連絡がスムーズにいかず、ファクス パソコン等視覚による伝達が必要だった。 老人ホーム等で緊急時(3日程度)に対応できる物資の備蓄が必要。 物資の過不足を調整できるよう情報管理とコントロールステーションが必要。 児童館再開の遅れの一因ともなつた。
食事提供 量の確保から 質の確保へ	<ul style="list-style-type: none"> 当面の食料は確保できた。 ボランティアが有効に活動してくれた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内弁当業者の供給能力が低下し、全国的大手パン業者に委託せざるを得ず栄養バランス等に偏りがあり、改善が進まなかった。
仮設住宅 (1)必要戸数 真に必要な数	<ul style="list-style-type: none"> 用地確保については全市的な協力体制が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大きく、避難所解消に必要な戸数を決定するのに時間がかつた。 設置主体が県のため調整に時間を要した。 用地確保が困難であった。 早期大量に建設するために、当初は2Kタイプしか認められなかった。

項 目	有 益 だ っ た 点	問 題 点
<p>(2)入居決定 膨大な事務量</p> <p>(3)環境整備 造っただけでは住み 続けにくいもの</p> <p>災害給付</p> <p>(1)り災証明 再調査が多い</p> <p>(2)災害援護 資金貸付</p> <p>(3)弔慰金 認定は困難</p> <p>(4)義援金</p> <p>(5)生活福祉 資金特別貸付 借り方も貸す 方も早くしたいが</p>	<p>・事務処理に民生局を始めとする全 市的な応援体制を得た。</p> <p>・他都市からの職員派遣を受けた。</p> <p>・国の許可を得て、被災者の自立時 期に合わせ、申請受け付けの再開が できた。</p> <p>・全国社会福祉協議会のよびかけで 都道府県・指定都市社会福祉協議会 からベテラン職員の派遣を受けた。</p>	<p>・重複申込み等のチェック、抽選・発 表及び入居審査・契約等事務量が膨大 なため、長期間にわたった応援と施設 借り上げが必要になった。</p> <p>・優先順位により高齢者・障害者等が 集中入居する一方、コミュニティ形成 に力をもつ壮年層が少なくなり、孤独 死等に早期に有効な手をうてなかった</p> <p>・責任体制及び財源措置が不明確なた め、工事等の決定・着工が遅れ、早期 整備ができなかった。</p> <p>・外観調査のため判定をめぐってトラ ブルが多発し、り災証明再発行の件数 が多かったため、後の事務に支障をき たした。</p> <p>・生活上必要な貸付金であるため被災 者からの問い合わせが殺到した上、処 理数の限界以上の申し込みがあった。</p> <p>・支給対象者調査が困難な上、震災関 連死の判定も困難であった。</p> <p>・交付対象者及び交付額についての意 見が多くよせられた。</p> <p>・準備が整わない中で実施せざるを得 なかったため、貸付事務が混乱した。</p>

項 目	有益だった点	問 題 点
<p>要援護者実態調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の積極的な協力が得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査する方も被災者であり、台帳整理等に手間取った。
<p>高齢者対策</p> <p>(1)安否確認 よくあしくも 何度も確認</p> <p>(2)緊急入所問題は搬送手段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが自主的に安否確認にまわり情報収集するとともに指示を求めてくるなど日頃の経験を生かした行動がとれた。 ・民生委員の協力のもと、早期から地域での援助体制を整えられた。 ・国・県・市から受入指示があった ・遠隔地の施設からの迎え・自衛隊による輸送が得られた。 ・高齢者のスムーズな緊急避難につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各サービス機関がそれぞれの利用者に対し行ったため、重複が多かった。福祉事務所等がキーになった一元的指示・情報集約が必要である。 ・交通渋滞により速やかな搬送ができなかった。 ・搬送手段の確保に時間がかかった。 ・日頃から満床状態が続く中、受入施設の交渉が難航した。 ・普段から関連施設と特定協力関係を構築しておくべきである。
<p>障害者対策</p> <p>(1)安否確認 まずは手作業で台帳整理が</p> <p>(2)施設運営 施設の必要性増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体自身が会員の安否確認を行い情報提供してくれた。 ・ボランティアによる状況把握・支援活動が実施された。 ・保育所保母福祉情報誌発行、調査準備、訪問活動など保母の協力体制が有効であった。 ・被災した在宅障害者を受入枠をこえてショートステイで受け入れることができた。 ・他都市施設職員の応援を受け、円滑な施設運営を行った。 ・ライフライン復旧までの間、水や食料等を施設に供給した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者台帳がシステム化されておらず整理が手作業になった。 ・実態と台帳にずれがあった。 ・民生委員・児童委員等の活動の中に在宅障害者の状況把握が位置づけられていない等のため地域での支援活動に支障があった。 ・平時から障害者の参加による福祉コミュニティづくりが必要。 ・ライフライン復旧までの間、入所者の生活に支障が生じた。 ・施設が被災あるいは避難所になったため、通常の施設運営ができないところもあった。 ・緊急ショートステイがスムーズに行えるシステムづくりが必要。

項 目	有 益 だ っ た 点	問 題 点
(3)介護用品 備蓄があれば	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者・通所者の安否・状況確認を行った。 	
(4)緊急ケアセンター 障害者理解が 深まった	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市に依頼し、必要な用具の確保が出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方が震災により、補装具等を紛失したり、破損したりしたが、備蓄がなく即時対応が困難だった。 ・福祉事務所でのストックが必要
児童 (1)状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所等他機関との連絡を十分取りながら運営できた。 ・障害者との接し方等障害者理解を深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・職員の配置が毎日変わり十分に利用者の状況を把握できなかったため、窓口一本化が必要だった
(2)移動児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・区をこえた児童館活動の協力体制がとれた。 ・地域に出ていくという新たな活動の可能性が広がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅児童の日常の状況把握がないため、被災状況の把握が難しい。
保育所運営 ニーズ対応は 柔軟に	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ柔軟にニーズ把握を行い緊急時に手続きを簡略化し入所措置を行った。 ・臨時保育室を設置し定員を超えて措置した。 ・児童館を借用して保育ニーズに対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災当初保育所を休所したため、看護婦等災害業務に従事する者のニーズに応えられなかった。 ・保育所休所時の保母職員の処遇。
児童相談所・ 一時保護所		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時、児童相談所と県の一時保護所との連携がとれていなかった。

項 目	有益だった点	問 題 点
<p>民生委員 ・児童委員 定数は増えたけれど</p>	<p>・仮設住宅地域を中心に定数増を図った。</p>	<p>・委員も被災者で活動に支障があった ・欠員が生じている。 ・震災初期は福祉事務所が救助活動に追われ、活動支援・情報提供ができなかった。</p>
<p>生活保護 それでも支給日はやってくる</p>	<p>・保護事務の移管を行い、①ケースの見直し、②問題点の発見、③ケース審査の眼を養う訓練、④移管先との協力関係を深めることが出来た。</p>	<p>・1月17日支払いの追給に困難を究めた。</p>
<p>遺体安置等 交通渋滞はここでも問題 ノウハウがあれば</p>	<p>・近隣都市の協力援助が得られた。 ・区・保健所等関係機関との協力体制が得られた。 ・ボランティアの協力があった。</p>	<p>・市本部との連絡が欠けていた。 ・ドライアイス・安置場所の確保が困難であった。 ・活動できる蔡葬業者がなかった。 ・火葬場が不足した。 ・交通渋滞のため個人での遺体搬送手段が確保できず、搬送に時間がかかった。 ・業務のノウハウがなく、要望・苦情に十分対応できなかった。</p>
<p>ボランティア コーディネートがポイント</p>	<p>・多数のボランティア団体・個人が救援活動に活躍した。</p>	<p>・独自活動のため、情報が錯綜し混乱が生じた。 ・ボランティア受入体制の整備。 ・活動のコーディネートについて、ニーズ把握、情報収集・伝達システムが必要だった。</p>
<p>企業ボランティア</p>	<p>・視覚障害者に対してボランティアグループが避難所・在宅を訪問し情報提供した ・避難所にFAX・文字放送テレビを設置した。 ・県聴覚障害者協会との連携により手話通訳による情報提供を行った。</p>	<p>・ボランティアに依存的であった。 ・FAX・文字放送テレビは数量的に十分とは言えなかった。</p>